

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	協同組合の特性を踏まえた法人税率の特例の拡充		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消費生活協同組合等</p> <p>・ 特例措置の内容 法人課税見直しにおいて、普通法人の法人税率の引き下げを行う場合において、消費生活協同組合等について、連動した引き下げを行うなど、協同組合の特性を踏まえた措置を講ずる。 現行の協同組合を含む法人税の軽減税率は19%（法人税法第66条第3項）</p>		
関係条文	<p>法人税法第66条第3項 地方税法第23条、第51条、第292条、第314条の4</p>		
減収見込額	<p>[初年度]      -      (   -   )      [平年度]      -      (   -   ) [改正増減収額]      -      (   -   )      (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 協同組合の非営利の相互扶助組織としての社会的役割、公共的な役割を果たし続けるための財政基盤の確立。</p> <p>(2) 施策の必要性 消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,680万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。 生協はこういった事業と一体的に、非営利の人と人のつながりによる助け合いの組織として、食育、子育て支援、福祉活動、地域の高齢者等の見守り支援など、社会的な役割を果たしており、事業継続のための財務基盤の確立は重要である。 法人税率の見直しが行われる場合には、生協等の協同組合について、その特性を踏まえた所要の税制措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供を図ること 政策大目標 2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。 政策目標 1 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。
	政策の達成目標	協同組合の経営基盤の安定・強化を図ることにより、地域社会への貢献等、相互扶助組織の社会的、公共的役割の持続的な実施を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	生協は、組合員のニーズのみならず、地域社会のニーズに取り組む相互扶助組織として、食育、子育て支援、福祉活動等の取組といった社会的役割、自治体との地域見守り支援や災害発生時の支援等の協定といった公共的な役割を果たしている。特例の存続により、これらの取組の充実が図られているものとする。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数見込み 648組合（平成24年度実績）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	協同組合の財政経営基盤の安定・強化を図ることにより、地域社会への貢献等、相互扶助組織の社会的役割、公共的な役割の持続的な実施を確保する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税）においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	協同組合は、非営利の相互扶助組織であり（生協は、消費者である地域住民自らが組織する「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織）、その財政基盤の安定化を確保することにより、社会的、公共的な活動の充実を図ることができる。
	ページ	15—2

税負担軽減措置等の適用実績	平成24年度			
		法人数 (組合)	所得金額 (百万円)	税額 (百万円)
	協同組合等	44,490	1,181,168	200,554
	うち消費生活協同組合	648	96,835	
(平成24年度国税庁統計年報書)				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—			
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—			
前回要望時の達成目標	—			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—			
これまでの要望経緯	—			
ページ	15—3			